

第224回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和元年9月6日(金)15:00～15:45

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員

○八田委員長　それでは、時間になりましたので、ただいまから第224回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第2部の4つの議題につきましては、個社の情報を取り扱うことから、議事は非公開といたしまして、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと考えてございます。

なお、その会議資料につきまして、情報公開請求された場合には、その対応について改めてご相談をすることにしたいと考えてございます。このような取り扱いでよろしいかどうか、念のためご確認をいただければと存じます。

○八田委員長　それでは、ただいま説明がありましたように、「議事次第」において「第2部」とされている事項について、非公開での開催とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がございませんでしたので、そのようにさせていただきます。

それでは、最初の議題ですけれども、「適正な電力取引についての指針」の改定の建議について、田中課長からお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　議題(1)は「適正な電力取引についての指針」の改定の建議でございますが、ファイルの3ページをごらんいただきますと、「経緯」としましては、本委員会の議決を経て、6月から7月末までの間、この改定案に関するパブリックコメントを実施いたしました。

そのパブリックコメントの結果でございますが、115ページから、今回のパブリックコメントにいただいたご意見と、それに対する回答をまとめさせていただいておりまして、1つ目の意見として来たのが、適取ガイドラインの40ページ、非公開情報に該当する情報として列挙されているものとして、「個別電源の発電機の使用という情報がありますが、こちらは機械的なスペックであって、小売の電気事業または発電事業に影響を及ぼし得るような事象は特定できないので、これは非公開情報ではないのではないか」ということでご意見をいただいているところでございますが、「こういった情報によって、当該個別電源の発電容量が合理的に推測できると考えられることから、これにより投資判断等に影響を及ぼし得るため、当該情報は非公開情報に該当するのではないか」ということで回答しているところでございます。

2番目のご意見として、同じく115ページの2番で、「2020年から実施される発送電の分離において、法的分離にとどまらず所有権分離まで行くべきではないか」ということで、具体的には、116ページの下から117ページの下にかけてご意見をいただいているように、「資本関係において一般電気事業者の割合を、少なくとも3分の1にすべきである」といったようなご意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、今回の電力システム改革当時、発送電分離、法的分離に関して議論されまして、そこについては、「グループ内連携による安定供給可能性等のメリットを踏まえ、法的分離の方式が採用されたものであります」ということでご回答をしているところでございます。

3つ目として、117ページ、「一般送配電事業者の特定関係事業者、小売や発電事業者と送配電事業者の取締役等従業員の兼職は全て禁止すべきである」というようなご趣旨の意見を3件ほどいただいておりますが、こちらは、改正電気事業法と電気事業法の施行規則においては、全ての場合を禁止するのではなくて、建議等でもご議論いただきましたように、送配電については非公開情報を知り得ないポストである場合であったり、発電小売に関しては、意思決定に関与できないことが確保されているポスト等である場合は、これは兼職禁止の例外ということにしておりますので、そういう意味では、そういった法律や省令にのっとって本指針は詳細を定めているものになりますので、「全て禁止という形にはしていない」ということでご回答をしているところでございます。

それ以降の意見については、直接今回の電力の行為規制に係るご意見というところ

ではございませんので、「いただいたご意見については参考とさせていただきます」ということでご回答をさせていただくことにしたいと思っております。

こちらを踏まえまして、原案のとおり経産大臣に対して建議をすることとしたいと考えているところでございます。

以上、議題（１）に関しての説明は以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、ご異論がございませんでしたので、事務局からの説明があったとおり経済産業大臣に建議することとしたいと思います。

それでは、議題（２）「ガス導管事業者及びその特定関係事業者に係る行為規制について」、田中課長お願いいたします。

○田中NW事業監視課長　　議題（２）の「ガス導管事業者及びその特定関係事業者に係る行為規制」でございますが、資料は123ページをごらんいただきますと、こちらに記載させていただいておりますとおり、改正ガス事業法においては、電気におくれること２年、2022年度から、一部のガス導管事業者の法的分離を行うとともに、あわせてガス導管事業者とグループ内の小売事業者、製造事業者等の人事・業務委託などを規制する行為規制を導入することと規定されております。

これらの行為規制について、その運用の詳細を省令で定めるとされているところ、８月27日付で経産大臣より、当委員会宛てにガス導管事業者に係る行為規制の詳細について意見の求めがあったところでございます。

なお、電気の一般送配電事業者及び送電事業者に係る行為規制の詳細につきましては、2017年３月より、当委員会も制度設計専門会合において検討しまして、一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について取りまとめたところでございます。

それにつきましては、2018年６月に、その内容を踏まえた省令の改正を経産大臣に建議をして、2018年12月に経済産業省令の改正が行われたということで、電気につきましては、一連の流れの検討を行ってきたところでございます。

したがいまして、ガス導管事業者に係る行為規制の詳細についても、同様に当委員会の制度設計専門会合において検討をキックオフすることとしたということでござい

まして、スケジュール案としましては、Ⅱ．に記載しておりますとおり、9月の制度設計専門会合において詳細設計の開始をしまして、来年（2020年）3月ごろの取りまとめを目指して検討していくということで検討を開始したいと考えておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長      ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

これは、ある意味で、当然しなければいけないことですね。ですから、このタイミングで始めようということだと思います。

それでは。このまま進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、ご異議ございませんでしたので、今後、制度設計専門会合において、詳細検討を進めていくことにしたいと思います。

それでは、議題（3）です。これも田中課長からお願いいたします。

○田中NW事業監視課長      議題（3）の「一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について」でございますが、資料125ページをごらんいただけますでしょうか。

東部ガス株式会社から、7月31日付で経産大臣宛てに託送供給約款の変更の認可申請があり、8月21日付で経済産業大臣から意見を求められたところ、監視委員会としての回答についてご確認いただくという趣旨になってございます。

「経緯」といたしましては、以前、委員会においても、モデル供給約款というのをガスに関して作成しまして、それにのっとってそれぞれの一般ガス導管事業者が標準化を進めるといった方針が決定されておるところでございます。

そのような託送約款についての標準化を進めるといったことの一つの具体例として、今回、東部ガスからモデル託送約款にあわせた改正を行うということで申請がなされたものでございまして、具体的には、Ⅱ．の「申請の変更」にあるとおり、スイッチング業務の標準化というところで、申込期限日を明確化することであったり、また終了する場合についても、申込期限日を明確化するというようなモデル約款標準化に基づいた変更が申請をされてきてございます。

主な内容はそちらですが、それに加えて、今回、東部ガス特有のモデル約款以外の

内容としまして、126ページをごらんいただきますと、上の（３）にあるとおり、2015年12月に秋田基地稼働に伴い、それまで主に原料として使用してきた国産天然ガスの割合が減少して、より比重の低いLNGの割合が増加したことによって、供給ガスの比重が下がってきたことから、引受条件に定める比重の受入基準の変更、緩和をするといった内容もあわせて申請をしてきておるところでございます。

これらの点につきまして、128ページにあるとおり、それぞれの基準に関して評価をしましたところ、適正なものであると判断できるものでございますので、129ページにあるとおり、託送供給約款の変更の認可については異存ないということで経済産業大臣宛てに回答したいと考えておるところでございます。

私からの説明は以上です。

○八田委員長      ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、今、説明があったとおりに委員会として認可することに異存がない旨、経産大臣に回答することにしたと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に議題（４）、これは黒田室長からご説明をお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長      それでは、議題（４）、資料６、241ページでございます。

「都市ガスの卸取引に関する競争の促進について」でございまして、「趣旨」といたしましては、都市ガスの卸取引における中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取り扱いについて、制度設計専門会合において整理していただいた内容を踏まえて、電力・ガス取引監視等委員会として、都市ガスの卸元事業者に自主的な取り組みを要請することについてご審議をいただきたいものでございます。

これまでの検討状況でございますが、制度設計の第35回・昨年12月から、第40回・ことし7月において、都市ガスの卸取引に関する競争の促進について議論をいただきまして、卸受事業者に対する実態調査ですとか、卸元事業者へのヒアリングを踏まえて、考え方の整理を行ったということでございます。

それを踏まえて、今般、別紙資料６－１、243ページ以降の内容のとおり、都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）に自主的な取り組みを要請することとしたいということでございます。

3. で、別紙の概要についてまとめさせていただいております。

まず1つ目の「中途解約補償料を伴う長期契約について」ということでございますが、基本的な考え方といたしまして、有力な地位にある都市ガスの卸元事業者が、都市ガスの卸売りにおいて高額な中途解約補償料を伴う長期契約を締結することについては、それが長期の契約であること、違約金の水準という2要素が相まって競争者の取引機会を過小にする可能性がある。したがって、それが経済合理的な理由に基づくものでなければ、競争政策上問題となり得るということでございます。

一方で、現時点では、既存のLNGの調達契約の多くは長期契約であることですか、仕向地を限定する条項、take or payという引き取りを約する条項等が付されているという実態もございますので、それを踏まえると、長期契約の中途解約は一定の損害を卸元事業者に発生させる場合もあるということですので、その前提ではあるものの、その契約期間や違約金水準が客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づくものから逸脱して競争に影響を与える場合には問題になり得るという考え方を整理させていただいているところでございます。

具体的な要請の内容に入っていきますけれども、中途解約の補償料の設定につきましては、それが客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づいて設定されることが適当であるということでございます。

また、契約期間の水準ですけれども、都市ガスの卸契約期間については、特に中途解約補償料を伴う卸契約については、最低限の期間とすることが望ましいということでございます。また、「特に中途解約補償料を伴う契約については」という部分については、7月の制度設計専門会合での議論を踏まえまして、そのようなご議論がありましたので、追記させていただいているところでございます。

今後の対応といたしまして、都市ガスの卸元事業者に対して、今後更新する卸長期契約については、合理的な根拠に基づく中途解約補償料と契約期間の設定とすることを求めることとし、適切な時期においてフォローアップ調査を実施することとしたいと考えてございます。

次に「需要家情報の取扱いについて」でございますが、都市ガスの卸市場で、卸元事業者と卸受事業者が、小売事業において競争関係にある場合におきましては、需要家情報を両事業者で共有することについては、ガス卸市場及び小売市場の競争を阻害することにつながるおそれがあるという指摘がございました。

以上を踏まえた検討の状況といたしまして、適切な情報の取得や管理体制ということで、ワンタッチ供給ですとか、新規需要開拓といった真に必要な情報を共有する場合を除いて、両事業者間で需要家情報を共有することについては慎重な対応をすることが望ましいということと、あと、合理的な理由に基づいて需要家情報を共有する場合であっても、卸元事業者の卸売部門において適切な情報管理ルールによって管理をする、小売部門と共有を認めないための必要な措置を講じることが望ましいということを整理させていただいております。

今後の対応といたしましては、都市ガスの卸元事業者に対し、合理的な理由がない場合は、需要家情報の提供を求めないこと、また合理的な理由があつて需要家情報を入手する場合には、その情報の管理体制の構築等について適切に対応することを求めることとし、適切な時期においてフォローアップ調査を実施することとしたいと考えております。

以上、制度設計でおまとめいただいた内容を踏まえて、委員会名で卸元事業者に要請をしたいということについて、ご審議いただければと思います。

私の説明は以上になります。

○八田委員長     ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対するご質問、ご意見をお願いいたします。

どうぞ林委員。

○林委員     ご報告ありがとうございました。

制度設計専門会合は、これまで6回、それに従って実態調査とかヒアリングを事業者に対してやっていただいた上で、今回こういう方針になるということで賛成したいと思います。ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

○八田委員長     ほかにはございませんか。

○稲垣委員     2つの論点、中途解約の問題と、その他の情報提供の問題ですが、合理的な理由あるいは合理的な根拠に基づくという、そういうコントロールの仕方をしていきますけれども、これは、一律にこういう場合はこうだ、こういう場合はこうだといえない多様な状況があるので、流動的に考慮はするけれども、やはり合理的な理由の判断をきちっとするということを表明したもので、規制の仕方としては非常にすぐれたものだと思いますので、運用をよろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、「特に客観的な資料に基づき」というさらに制約が加わっている

要件のものもあります。これについては、証拠の存在と結論を厳格に対応させるということをあえて示していると解釈していただきたいと思いますので、その辺の運用もよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○八田委員長　私は、全く異存はないのですが、将来の方向として、黒田さんにもお話ししておいたのですが、要するに、これはスマホの中途解約と基本的には同じ問題ですよ。どこで官が制約をかけるかということですが、原理的には、いつ解約するかわからないといったら、売る側にとっては大変なリスクなわけで、早期に解約されてしまった場合には、それなりのリスクがあるのは当たり前の話ですから、違約金を取るというのは当然だろうと思うのですが、要するに元来はメニューの話ではないか、違約金を取らない、いつでも解約してちょうだいというやつは、かなり高めに料金設定をして、そのかわり違約金つきの場合には、その分、割引いたしますと。その両方とも出せ、基本的には違約金なしも皆さん出してくださいと。それで、ついでに違約金をつけるのは自由ですから、四の五の言いませんから、やっつけたいというのが、スマホとか、そういうのを全部ひっくるめ、元来あるべき統一的なやり方ではないかということを申し上げたのですが、今回はこれで、これが現実的だと思いますけれども、将来はまたそういうこともご検討いただければと思いました。

それで、とりあえずここについても、みなさん特に異論はないと思いますが、確認のためにご異論ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異論ございませんので、この案のとおりに都市ガス卸元事業者に対して要請することといたしたいと思います。

それでは、本日の第1部で予定していた議事は以上ですけれども、ほかに何かありますか。

○恒藤総務課長　第2部は、準備が整い次第開催をいたします。

以降の議題については非公開での進行となりますので、申しわけございません、一般傍聴の方は、ここで退室をお願いいたします。

○八田委員長　それでは、どうもありがとうございました。第1部を終了いたします。



——了——